

令和3年第1回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和3年3月15日(月)開議

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	堀川 雅央	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富士 青美	議 会 事 務 局 係 長	吉川 明宏
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第10号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

第 2 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 3号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 3 一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第16号 令和3年度安堵町一般会計予算について

第 4 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第17号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第18号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計予算について

議案第19号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第20号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 令和3年度安堵町水道事業会計予算について

第 5 発議第 1号 安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について

第 6 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

本定例会初日に議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」を付託しました。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田総務産業建設常任委員会委員長。

（松田総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（松田 勝） 皆さんおはようございます。それでは、ただいまより総務産業建設常任委員会報告をさせていただきます。

本会議で付託された議案の審査等のために、当常任委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項、付託案件について

議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」

2. 開催日時及び場所

令和3年3月9日、火曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室

3. 出席者

（1）委員 山岡副委員長、三浦委員、増井委員、福井委員、浅野委員、森田委員、大星委員、そして私、松田でございます。

(2) 説明員 吉村総務部長、堀川事業部長、富井総合政策課長、池田建設課長

(3) 議会事務局 富士事務局長、吉川係長

4. 内容

3月2日の本会議で付託された案件について、担当課長から詳細説明を受け慎重に審査いたしました。当常任委員会としての結果は次のとおりです。

(1) 議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」

担当課長から議案第10号の説明後、委員から農林水産業費の土地改良事業について、事業の必要性和予算の詳細について説明を求めました。

担当課長から、事業の内容は九十六石井堰改修工事でゴム井堰として設置されてから30年が経過しており、劣化がひどくなってきたための改修です。また、予算は約3,500万円で、国庫補助金、県補助金、起債充当分、町の一般財源、及び地元負担金約500万円を見込んでいたとの説明がありました。

採決の結果、全員賛成で当常任委員会としては、原案のとおり可決するものと決しました。以上、報告を終わります。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。
これより、議案第10号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。
議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

本定例会初日に、議案第3号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を付託しました。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野文教厚生常任委員会委員長。

（浅野文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（浅野 勉） 文教厚生常任委員会報告。

去る3月2日の本会議において、付託された議案の審査等のために当常任委員会を開催したので、下記のとおり安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記

1. 審査等事項

（1）付託案件について

議案第3号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

2. 開催日時

令和3年3月9日、火曜日、午前11時20分から。

3. 出席者

（1）委員 三浦副委員長、松田委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委員と浅野でございます。

（2）説明員 辻井民生部長、増田住民課長。

（3）事務局から 富士議会事務局長、吉川係長。

4. 報告内容

（1）付託案件

去る3月2日の本会議において、付託された議案第3号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、住民課長から当日準備された4種類の資料に基づき詳細説明を受けた。

今回の条例の一部改正の目的は、本町の国民保険税財政の基盤安定化を目指していくこと、統一した減免制度を設けること等の説明があった。

各委員から資料内容について質疑応答の後、討論に移った。

原案に反対委員から、「県内統一化については理解をしているが、2年連続の引き上げとなり、40歳以上65歳未満の方への影響が大きくなることと、コロナ禍を考慮し、令和3年度の引き上げは見送るべきと考えていることから、本案については反対」との意見が出された。

原案に賛成委員から、「今回の条例の一部改正の目的は、累積赤字を年度を追いながら段階的に削減、解消し、令和6年度からの県内統一税に合わせ、住民の税負担の公平化を図るための施策である。また、今回の改正は従来の減免措置の対象をより明確化及び詳細化され、各減免区分等に合わせた本町国民健康保険税減免措置取扱要綱が新たに策定される（令和3年4月1日から施行）。よって、今回の改正は適正なものとする」との発言があった。

続いて採決に移り、当委員会における審査の結果、議案第3号は当委員会として賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

議案第3号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

（三浦議員 登壇）

3番（三浦 博） 3番、三浦博でございます。私は「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場での討論を行うものです。

まず第1に、委員長報告のとおり、2年連続の保険税引き上げの条例となりですね、コロナ禍を考慮し、今年度も引き上げを据え置くべきという考えのもとで、反対をいたしました。

第2に、令和6年度に向けて、県統一化に向けて県の運営方針は「令和6年度統一保険料水準は令和3年度以降必要に応じて推計し、これに伴って保険料方針も必要に応じて見直しを行う」ということとしております。令和6年まで4年あります。当町においても毎年、国保の見

直しは避けられない、住民の生活に大きく影響する課題と考えます。

従って、今後とも統一化に向けて国保加入者の合意と納得を得るよう行政として今後とも努力をされることを要望し、反対討論といたします。

以上です。

議長（福井保夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 原案について賛成の意見を述べます。

今回の条例の一部改正の目的は、本町の国民保険税財政の基盤安定化を目指し、累積赤字を年度を追いながら削減・解消するためであり、令和6年度からの県内統一保険税に、段階的に合わせていく施策である。

また、今回の改正では従来の減免措置の対象をより明確化及び詳細化され各減免区分等に合わせた本町国民保険税減免措置取扱要綱が新たに策定される。令和3年4月1日施行。

よって、今回の条例改正は適正なものと考え賛成を表明します。

以上。

議長（福井保夫） 他に、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） これで討論を終わります。

これより、議案第3号について、採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、多数です。お座りください。

議案第3号は、委員長報告のとおり原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第3「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

本定例会初日に議案第16号「令和3年度安堵町一般会計予算について」を付託しました。

審査の結果について報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会委員長（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田一般会計予算審査特別委員会委員長。

（森田一般会計予算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計予算審査特別委員会委員長（森田 瞳） 付託されました、一般会計予算審査特別委員会報告を行います。

一般会計予算審査特別委員会に付託された案件について審査を行いましたので、会議規則第71条の規定に基づき、3月8日付で議長宛てに報告書を提出いたしました。委員長である私、森田からその内容について報告をいたします。

1. 審査事項

付託案件 議案第16号「令和3年度安堵町一般会計予算について」

2. 開催日時及び場所

令和3年3月4日、木曜日、午前10時から、安堵町役場3階31会議室

3. 出席者

(1) 委員 森田、松田副委員長、増井委員、三浦委員、山岡委員、浅野委員、大星委員

(2) オブザーバー 福井議長

(3) 説明員 町長、副町長、教育長、以下各部並びに各関係課長でございました。

(4) 事務局は、富士事務局長、吉川係長でございます。

4. 報告内容

3月2日の本会議で付託を受けた議案第16号「令和3年度安堵町一般会計予算について」、審議をいたしました。

本町を取り巻く財政状況は極めて厳しく、持続可能で安定した財政基盤を確立することが喫緊の課題であります。このことを踏まえ、令和元年11月に策定された「財政健全化計画」の着実な実行が求められている中での予算編成となります。

令和3年度一般会計の総額は37億2,000万円で前年度に比べ2,000万円(0.5%)の増加となります。

冒頭、人権同和対策課の廃止及び廃止に伴う事務の分散化の説明がなされました。分散後の担当はそれぞれの業務内容により、総務課、建設課、住民課となる予定です。

歳入では、町税は約2,500万円の減少となる見込みである。法人事業税交付金については、450万円の増加を見込んでいる。地方交付税は若干の減少を見込んでいるものの、国庫支出金、県支出金及び寄附金は増加を見込んでいる。

約2億9,070万円の財源不足は繰越金及び財政調整基金の繰入による予算となる。

歳出。新規事業として消防ポンプ積載車購入事業、そして防災士資格取得助成金事業、防災講習開催事業、固定資産税家屋評価補助業務、南都銀行派出業務事業、病児保育事業、一般廃棄物処理事業、ごみ袋有料化事業、ごみ処理施設解体事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、感染症予防事業、ほか10件が盛り込まれております。

各委員から、コロナ禍により、各種団体に対する補助金の扱い、財政調整基金の取り崩し額、安堵町各施設の清掃業務委託、ごみ処理、これはごみ袋の有料化、地籍整備補助金、資料館の使用料、病児保育の実施、こども園の待機児童問題、南都銀行従業員派遣手数料等について、質疑及び意見がありました。

なかでも、議会から再三にわたり提案及び要請をしておりました施策について次のとおり説明がありました。

庁舎及び施設の清掃業務委託は、内容を見直すことにより経費削減を図る。

ごみの減少化につながる、ごみ処理(ごみ袋)有料化は、令和3年度中の実施に向けて検討している。

病児保育事業は、受け入れ先を模索していたところ、香芝市と利用協定を締結する予定である。委員からは、利用に関する実態調査の必要性があると意見がありました。

採決の結果、全員賛成で当常任委員会としては原案のとおり可決すべきものと決しました。以上でございます。

議長(福井保夫) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号「令和3年度安堵町一般会計予算について」、採決します。
本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第16号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第4「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

議案第17号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から議案第21号
「令和3年度安堵町水道事業会計予算について」までの5議案を付託しました。

審査の結果について報告を求めます。

特別会計等予算審査特別委員会委員長（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦特別会計等予算審査特別委員会委員長。

（三浦特別会計等予算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等予算審査特別委員会委員長（三浦 博） 特別会計等予算審査特別委員会に付託された案件について審査を行いましたので、会議規則第71条の規定に基づき、令和3年3月8日付で議長に報告をいたしました。委員長の私、三浦からその内容について報告をいたします。

1. 審査事項

付託案件 議案第17号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、議案第18号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計予算について」、議案第19号「令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」、議案第20号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第21号「令和3年度安堵町水道事業会計予算について」

2. 開催日時、場所

令和3年3月5日、金曜日、午前10時から、安堵町役場4階第2委員会室

3. 出席者

委員 山岡副委員長、松田委員、増井委員、浅野委員、森田委員、大星委員、そして私、三浦委員長です。

オブザーバーとして、福井議長。

説明員 町長、副町長、吉村総務部長、辻井民生部長、堀川事業部長、増田住民課長、井上健康福祉課長、廣瀬上下水道課長

事務局 富士事務局長、吉川係長

4. 審査の方法

各特別会計ごとに行った。

各担当課長から当初予算の概要、歳入及び歳出について説明を受けた。

三つ目、その後、各委員から、質疑、討論を行った。

5. 審査の結果

議案第17号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」

歳入歳出総額は9億9,920万円であり、対前年度比5,530万円(約5.9%)の増額。委員より活発な質疑があり、その後、討論を行った。「コロナ禍のもとでの2年連続の保険税引き上げには反対」、「令和6年度からの県内統一保険税に向けた必要な施策として賛成」との意見がありました。

審議し、採決の結果、賛成多数で当委員会としては原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計予算について」

歳入歳出総額は3億242万8,000円であり、対前年度比3万3,000円減額。公共下水道への接続家屋の増加及び企業からの増収を見込んでいるが、下水道事業の公営企業法適用化への移行業務などの増加があり、全体としては前年度と同規模の事業費となります。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和3年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について」

歳入歳出総額は7億7,383万7,000円であり、対前年度比5,088万1,000円(約6.2%)の減額。第8期介護保険事業計画(令和3年度から令和5年度まで)を踏まえた予算となり、また1号被保険者(65歳以上)の保険料の改訂(引き下げ)が行われます。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」

歳入歳出総額は1億1,190万円となり、対前年度比469万円(約4.4%)の増額。主に被保険者数の増加(44人増、1,228人)により増額となります。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和3年度安堵町水道事業会計予算について」

歳入歳出は、水道事業収入1億9,661万円、対前年度比386万円増。水道事業費用1億8,220万9,000円、対前年度比671万8,000円減。資本的収入820万円。

資本的支出4, 579万円。

審議し、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会としては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これから案件ごとに、討論、採決を行います。

はじめに議案第17号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦議員。

（三浦議員 登壇）

3番（三浦 博） 議席番号3番 三浦です。私は、議案第17号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、反対討論を行います。

本予算は、令和6年度、県統一保険料に向けた保険料率の改正に伴う保険料の引き上げ25万1,000円を前提とした予算となっております。

条例改正で反対討論をしておりますように、当町は昨年大幅に引き上げたばかりであり、2年連続の引き上げとなります。加入者からは「また上がるのか」という率直な声が聞こえてきます。町税も現実にコロナ禍のもとで2,500万の影響があります。金額は1.5%、わずかではありますが、コロナ禍のもとで引き上げは、国保加入者の感覚からすれば、むしろ今年では据え置きをしても良いのではないかというふうに聞こえてきます。

以上、申し上げて、今後とも令和6年に向けて統一化をするためには、やはり国保加入者の合意と納得が必要かと思っておりますので、毎年この国保問題については丁寧に議論をして進めていく必要があるかと思っております。以上、要望いたしまして反対討論といたします。

以上です。

議長（福井保夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 原案に賛成の意見を述べます。

国民皆保険の制度のなか、安堵町の国民健康保険の状況は、非正規雇用者に対する社会保険適用の拡大等により、被保険者数が減少傾向にあります。本町を取り巻く財政状況は極めて厳しく、現在、安堵町は財政健全化に取り組みながら、令和6年度に予定される県内統一保険料率に合わせるため、累積赤字の削減・解消を目指している。そのため令和3年度も国民保険税率の見直しが必要であり、赤字削減のための施策であると考え賛同いたします。

以上。

議長（福井保夫） 他に、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 無いようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第17号について、採決します。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、多数です。お座りください。

議案第17号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第18号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第18号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第19号「令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第19号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第20号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」、
討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第20号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第21号「令和3年度安堵町水道事業会計予算について」、討論を行
います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長 (福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第21号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長 (福井保夫) 日程第5 発議第1号「安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について」議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

1番 (松田 勝) はい、議長。

議長 (福井保夫) はい。松田議員。

(松田議員 登壇)

1番 (松田 勝) それでは私の方から、発議第1号「安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由を説明させていただきます。

今回の改正は、議員活動と家庭生活の両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員としての活動をするに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

新旧対照表により、改正内容を説明いたします。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めて具体化し、また同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、また、出産の場合の届け出については「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものです。

なお、当該規則の施行期日は、公布の日といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

発議第1号 安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和3年3月15日提出、提出者 安堵町議会議員 松田 勝

賛成者 安堵町議会議員 浅野 勉

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。
議員皆さま方には、御審議、御可決のほど、よろしくお願いを申し上げます。
以上です。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第6「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長から、会議規則第69条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 日程第7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、同条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 最後に私から二つ報告があります。

「山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について」です。

安堵町議会から代表して、当初から大星議員に組合議員を務めていただいております。全議員同意のもと、安堵町議会議員としての現任期中、組合議員を務めていただくこととし、本人にも承諾を得ています。

従いまして、規約では、組合議員の任期は1年と規定されていますが、これまでの経過、事情等をよく理解していただいている大星議員を次期組合議員に選出することを報告します。

2番目に、先般の遊水地についての勉強会がありました。その中で、利活用するためのプロジェクトチームを作り、また、国・県・県議・地元も交えた説明会ということが決まりました。それにおいて特にまず、プロジェクトチームを作るということで、早い目にいろいろと今後のスケジュール、またそのメンバー等について検討したいと思っております。まずは3月中には、その打ち合わせ等を議会とまず理事者側とでしたいと思っておりますが、町長どうでしょうか。

町長（西本安博） 進めていただきたらと思います。

議長（福井保夫） よろしいでしょうか。

（「よろしい」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 一応、私は堀川部長が、定年と言われていますが、その担当者ということでされたら一番良いのかなと、今後も思いますが。その辺、この前副町長にも言ってましたが、町長どうでしょうか。まず担当者決まらないと、まず議会と理事者側でその方向性を決めていきたいと思うのですが。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） これは一定の人事案件にもなりますので、まずは議会の意向を踏まえつつこちらの方で検討させていただきたいと思います。

議長（福井保夫） はい。わかりました。

それでは、3月もあと2週ぐらいで終わりますので、その間に一度、打ち合わせ会ということで開催したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

午前10時46分
